

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 27 年 8 月 25 日

議席番号 4 番

東村山市議会議長 様

質問者 おくたに 浩一

記

番号	質問の項目と要旨
1	<p>認知症行方不明者の捜索について</p> <p>ボランティアセンターから 8 月 7 日に 98 歳女性「認知症行方不明者」の捜索依頼の一斉メールが来た。今回は事なきを得たが、これからもこのようなことはありうると思うので、その対応について以下、伺う。</p> <p>① 今回の「認知症行方不明者」捜索の経緯を伺う。</p> <p>② 東村山市として今回どのような対応を取ったのか伺う。</p> <p>③ 捜索にデジタル化された防災行政無線と一斉メールを利用したか伺う。</p> <p>④ デジタル化された防災行政無線と一斉メールの機能及び設備設置にかかった年数と台数を伺う。</p> <p>⑤ 「認知症行方不明者」捜索にデジタル化された防災行政無線と一斉メールを利用することについて見解と課題を伺う。</p> <p>⑥ 一斉メールの登録方法、現在の登録者数及び 4 月以降に一斉メールした回数、その内容を伺う。</p> <p>⑦ 日頃からの訓練が必要だと考えるが、総合震災訓練のように年 1 回「認知症行方不明者」捜索訓練を行う事についての見解を伺う。</p>
2	<p>公共施設再生とコミバスの高齢者割引について</p> <p>公共施設再生計画基本計画が平成 27 年 6 月に提示された。地域の公共施設が統廃合（再生）されるとそこまで行くのに公共交通が必要になる。民間バスはシルバーパスが使えるが、コミバスについては高齢者の割引制度がない。どのように高齢者の移動手段を確保するのか以下、伺う。</p> <p>① 公共施設の大規模改修及び建替えにかかる費用が今後 30 年間累計で約 905 億円かかるという根拠。再生計画により、これをいくらまでに抑える計画か、延べ面積はどうなるのか伺う。</p> <p>② 基本計画には、「市民や民間業者との連携」とあるが、具体的にどのような手法で公共施設を再生していくのか伺う。</p>

番号	質問の項目と要旨
	<p>③ 7月30日～31日の地方議会議員研修会で、長野県飯田市の手法について学んだ。公共施設を「全市的施設」と「地域施設」に分ける。「地域施設」には「地域別検討会議」を設置して、市はデータを提供し、住民自身にどうしたいかを問いかける手法を取っておられるとのことである。本市で実施する場合の見解と課題を伺う。</p> <p>④ 統廃合（再生）された地域公共施設の近くに高齢者の「空き家シェア」を活用することについて見解を伺う。</p> <p>⑤ 地域の公共施設が統廃合（再生）されるとそこまで行くのに公共交通が必要になる。民間バスはシルバーバスが使えるが、コミバスについては高齢者の割引制度がない。どのように高齢者の移動手段を確保するのか伺う。</p> <p>⑥ コミバスが100円から180円に値上げされて1年が経つ。1年間の3路線合計での乗車減少人数を伺う。</p> <p>⑦ コミバスに乗らなく、乗れなくなった方の移動手段はどうしていると考えているか伺う。</p> <p>⑧ 民間バスとの公平性の観点から、コミバスに高齢者割引を検討すべきと考える。まず、シルバーバスが使える高齢者の人数を把握しなければ議論ができない。どのように把握するか見解を伺う。</p>
3	<p>盆踊りに議員が会費を持参することの是非について</p> <p>6月議会の一般質問で「議員の寄付行為」についての答弁があった。その後の盆踊りに議員が会費を慣習で持参することについて、見解の相違があるように考え以下、伺う。</p> <p>① 盆踊りに議員が会費を持参することについて見解を伺う。</p> <p>② 盆踊りに議員が会費を持参することが慣習で認められるか伺う。</p> <p>③ 都議、衆議院議員、市長も同じように適用されるのか伺う。</p> <p>④ 法に違反した場合の処分を伺う。</p> <p>⑤ 法の実効性を担保するための方策を伺う。</p> <p>⑥ 盆踊りの案内に会費を記入してもらうことの見解を伺う。</p>